

【照会先】
郡山労働基準監督署
副署長 葛西 翠
第一方面主任監督官 村上 航
電話 024-922-1370

労働安全衛生法違反被疑事件を書類送検

—労働者が安全に昇降するための設備等を設けなかった疑い—

郡山労働基準監督署（署長 齋藤 勝）は、本日、下記の労働安全衛生法違反被疑事件を福島地方検察庁郡山支部に書類送検した。

記

1 被疑者

(1) 有限会社マルサ^{さとうけんせつ}佐藤建設

所在地：福島県田村市船引町門鹿字外ノ内 177 番地

事業内容：建設業

(2) 同社代表取締役 A（58 歳・男性）

2 事件の概要

令和5年11月24日、福島県田村市船引町で施工する木造二階建て住宅の補修工事現場において、有限会社マルサ佐藤建設の労働者Bが地上から同住宅の二階屋根に設置されている天窓の位置（高さ6メートル以上）まで昇降するに当たり、労働者が安全に昇降するための設備等を設けなかった疑い。

労働者Bは、上記昇降中に同住宅西側に位置する車庫の屋根の東端と同住宅一階屋根の西端の間にある高さ約3メートルの開口部から墜落し、同日死亡した。

3 被疑条文

労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（労働者の危険又は健康障害を防止するための措置）

労働安全衛生規則第526条第1項（昇降するための設備の設置等）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

4 参考資料

別紙1 関係法令

別紙2 災害発生状況図

関係法令

＜労働安全衛生法＞

第 2 1 条（労働者の危険又は健康障害を防止するための措置）

- 1 省略
- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 1 1 9 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 1 4 条、第 2 0 条から第 2 5 条まで（中略）の規定に違反した者
- 二～四 省略

第 1 2 2 条（両罰規定）

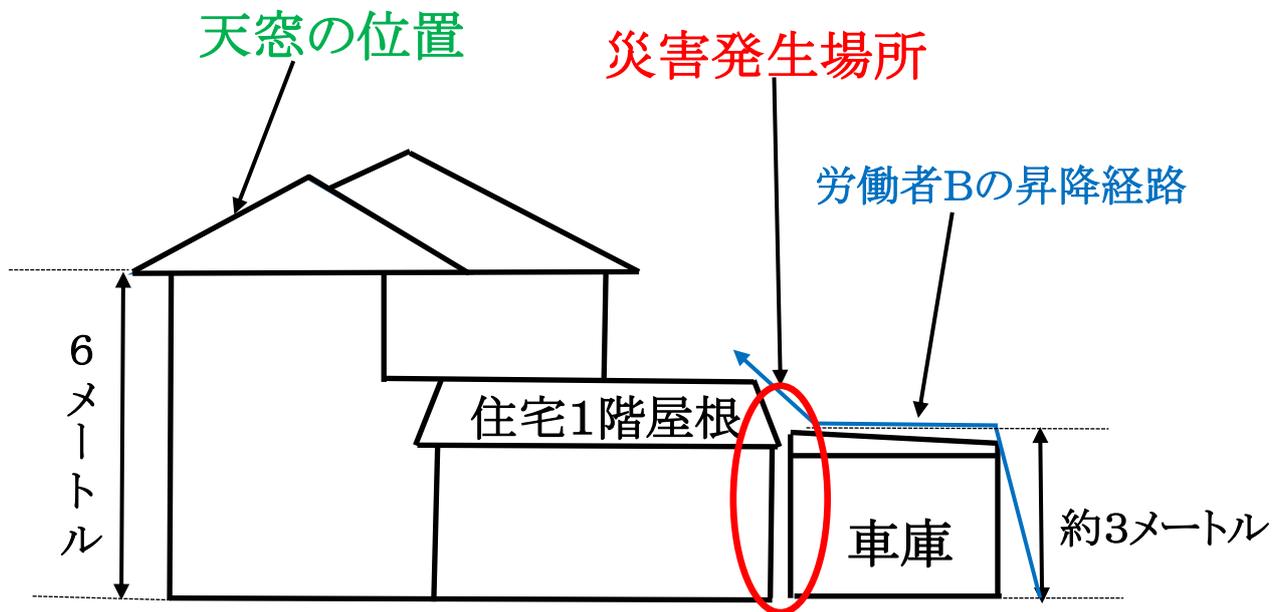
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、（中略）第 1 1 9 条又は第 1 2 0 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

＜労働安全衛生規則＞

第 5 2 6 条（昇降するための設備の設置等）

事業者は、高さ又は深さが 1. 5 メートルをこえる箇所で作業を行なうときは当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。

- 2 省略



災害発生状況図